

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	国際石油開発帝石株式会社			コード	1605
提出日	2021/2/15	異動（予定）日	2021/3/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	柳井 準	社外取締役	○													○		有
2	飯尾 紀直	社外取締役	○													○		有
3	西村 篤子	社外取締役	○													○		有
4	木村 康	社外取締役	○													○		有
5	荻野 清	社外取締役	○													○		有
6	西川 知雄	社外取締役	○													○		有
7	外山 秀行	社外監査役	○													○		有
8	三宅 真也 戸籍上の氏名：井上 真也	社外監査役	○													○		有
9	秋吉 満	社外監査役	○													○		有
10	木場 弘子 戸籍上の氏名：與田 弘子	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	資源・エネルギー業界における豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 なお、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断しております。
2	該当事項はありません。	資源・エネルギー業界における豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 なお、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断しております。
3	該当事項はありません。	外交官としての豊富な経験を通じて培われた国際情勢に関する幅広い見識に加え、資源・エネルギー分野における知見も有しており、また、多様で幅広い助言を期待できることから、社外取締役として選任しております。 なお、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断しております。
4	当社が定める「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」（下記「4. 補足説明」参照）に基づき、記載を省略しています。	資源・エネルギー業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 なお、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断しております。
5	当社が定める「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」（下記「4. 補足説明」参照）に基づき、記載を省略しています。	石油ガス開発業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 なお、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断しております。
6	該当事項はありません。	弁護士としての豊富な経験から、企業法務の専門的知見に基づいた企業経営に関する十分な見識を有するとともに、国際取引分野を始めとする法律知識に基づいた幅広い見識を有していることから、社外取締役として選任しております。 なお、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断しております。
7	該当事項はありません。	財務等の分野における豊富な経験と幅広い見識及び弁護士としての専門知識や経験を有していることから、社外監査役として選任しております。 なお、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断しております。
8	該当事項はありません。	国際金融・財務等の分野における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役として選任しております。 なお、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断しております。
9	該当事項はありません。	財務及び経営等の分野における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役として選任しております。 なお、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断しております。
10	該当事項はありません。	フリーキャスター、大学の教員としての豊富な経験と見識に加え、総合資源エネルギー調査会や産業構造審議会等の公職を歴任し、多様で幅広い知見を有していることから、社外監査役として選任しております。 なお、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断しております。

4. 補足説明

【社外役員の独立性に関する基準】
当社においては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下の各号のいずれにも該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しております。
1 当社の主要株主（直接又は間接に10%以上の議決権を有する者）又はその業務執行者
2 当社を主要な取引先とする者（*1）又はその業務執行者
3 当社の主要な取引先（*2）又はその業務執行者
4 当社又はその子会社から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
5 当社又はその子会社の会計監査人（当該会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人に所属する者をいう。）
6 当社又はその子会社から、過去3年平均で、年間1,000万円を超える寄附又は助成を受けている者（ただし、当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該寄附又は助成の額が、過去3年平均で、年間1,000万円又は当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える団体の理事その他業務を執行する役員。）
7 直近3年間に於いて、上記1から6のいずれかに該当していた者
8 次の（1）から（4）までのいずれかに掲げる者（重要でない者（*3）を除く。）の二親等以内の親族
（1） 上記1から7のいずれかに掲げる者
（2） 当社の子会社の業務執行者
（3） 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
（4） 直近3年間に於いて上記（2）若しくは（3）又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合に於ては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
9 前各号のほか、当社における実質的な判断の結果、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがある者

*1 「当社を主要な取引先とする者」とは、当該取引先における事業等の意思決定に対して、当社が当該取引先の親会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当社との取引による連結売上高が当該取引先の連結売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業等が考えられる。
*2 「当社の主要な取引先」とは、当社における事業等の意思決定に対して、親会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による連結売上高等が当社の連結売上高の相当部分を占めている相手や、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手等が考えられる。
*3 具体的に「重要」な者として想定されるのは、1から3の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、4及び5の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）を想定している。

【株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準】
（背景）
当社の使命は、国内外で生産する石油・天然ガスの安定供給を確保することであり、販売形態は石油元売り会社、電力会社および都市ガス事業者等に対する卸売りがほとんどであり、自ずと販売先が限定されるという特徴があります。
また、当社の販売先数は、業界の再編による企業統合等により減少してきており、一つの取引先に占める取引割合が相対的に高くなる傾向にあります。これらに加え、石油・天然ガス等の価格は国際市場において形成されており、当社あるいは特定の企業が恣意的に設定することができない特殊性があります。
このため、当社の役員が当社の一定の取引先企業の出身者等であることにより、その者との間で特別に有利な取引を行えるとは言えず、このことのみにより独立性を損なうものではないと考えております。
さらに、以上の特殊性も踏まえ、当社取締役が会社法上の競業避止義務、利益相反取引への適切な対処や情報漏洩防止等に関して、常に高い意識を持って経営に当たり、当社取締役としての職務を的確に遂行していくことの重要性に鑑み、社外取締役を含む全取締役から、これらの点を確認する「誓約書」を受理しております。

（軽微基準）
株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する独立役員の属性に係る取引高の軽微基準として、上記の背景事情も踏まえ、以下のとおりであることを定めております。
・当社の直近決算期の連結売上高及び連結売上原価に占める、社外役員の重要な兼任先である会社との取引高の割合、並びに開示書類等から合理的に推計できる、社外役員の重要な兼任先である会社の直近決算期の連結売上高及び連結売上原価に占める当社との取引高の割合が、いずれも15%未満であること。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。